

播磨国六箇郷と佐保社郷・福田保

河村 昭一

はじめに

永仁二年（一二九四）十月～十一月、播磨国大部荘に同荘前雜掌垂水繁昌が多数の悪党を引率して乱入した事件は、悪党の具体的活動を示す一例として著名である。^①このとき繁昌と共に行動した近隣の悪党として、久留美荘地頭と六箇郷地頭代が知られているが、久留美荘は現三木市久留美一帯に比定されるものの、六箇郷については、『兵庫県史』や『小野市史』などが「近隣の六ヶ郷」と記述するだけで、比定地が特定されていない。また、大部荘を中心とした悪党について論じた坂田大爾氏も「近隣六ヶ郷」とされ、論文中の「播磨関係要図」にも六箇郷は記載されていない。^②『角川日本地名大辞典』兵庫県（一九八八年）は、「当郷は、六つの郷の総称か。また、大部荘・福田保と隣接していたとみられるので、加東郡のうちか。比定地未詳」とし、加東郡内とまで推定しているが、やはり比定地は未詳とする。なお『兵庫県の地名』Ⅱ（平凡社、一九九九年）は立項すらしていない。本稿では、このように特定されていない六箇郷の場所の比定を試みるとともに、同郷と密接な関係にあると思われる福田保、及び佐保社郷との関係や郷域についても考えてみたい。なお、本稿の基幹部分はすでに『社町史』第一巻（二〇〇七年）で叙述した。

一、悪党六箇郷地頭代

まずはじめに、永仁二年の大部荘における六箇郷地頭代の悪党行為を確認しておきたい。^③この事件は、永仁二年十月から十一月にかけて久留美荘地頭や六箇郷地頭桑原左衛門尉の代官等^④が、大部荘前雜掌垂水繁昌と結託して大部荘に乱入し「追捕狼藉」を働いたもので、領主東大寺が六波羅に提訴した結果、翌三年四月二十九日付の六波羅御教書が五月二十七日に六箇郷地頭代に下されたが、数十日を過ぎても陳状が提出されない^⑤ので、東大寺は改めて追捕物の即時返還と地頭代以下の悪党人等の処断を求めた。六波羅はこの東大寺の訴えを受けて同年七月八日付の御教書（召文）を、やはり大部荘に乱入した久留美荘地頭宛に下して、参洛を命じているので、六箇郷地頭代にも同時に召文が下されたものと思われる。久留美荘地頭は翌四年ようやく召しに応じる請文を提出したらしいが、六箇郷地頭代光清はこれに次のように抗弁して応じなかった。すなわち、繁昌など見たことはなく初めて聞く名前であるし、六箇郷の所務代官は永仁元年の騒動以後逐電したので、（問題の事件のあった永仁二年には）在国していなかった。さらに、交名に見える禅信等も六箇郷の住人ではないとして東大寺の主張を「無跡形虚誕」と断じ、自分は地頭方沙汰雜掌として長年在京しているので、訴人を召し出して糺明してほしいと反論している。光清は長年在京していると言いながら、交名にある禅信は六箇郷住人ではないと断言するなど在地の実情に通じていたようで、彼の主張をそのまま信じるのは危険であるが、地頭本人が大部荘に乱入した久留美荘と違って、六箇郷では地頭桑原氏の派遣した地頭代が在地におり、永仁元年の大部荘の「騒動」にも関与していたらしいことは認めてよからう。

二、六箇郷と福田保

六箇郷と福田保の関係についてみる前に、鎌倉期の福田保について整理しておきたい。福田保は加東市南部に比定され、南の大部荘とは隣接する。保の呼称が国衙領であることを示しているが、平安末・鎌倉初頭の一時期、荘園になっていた可能性はある。すなわち、文治四年（一一八八）後白河法皇が、源頼朝の申し入れを容れて、播磨国における梶原景時の知行を了承した所領として、五箇荘・西下郷・大部郷と共に「福田庄」の名が見える。^⑤ただ、荘号として見えるのはこれのみであるところから、福田「保」の誤記の可能性も否定できないが、仮にそうでないとしても、その二年後の建久二年（一一九〇）には播磨国司庁宣で樋谷保と共に福田保が文覚上人に宛行われていて、最終的には収公されて国衙領に戻されたとみられる。その後は、翌建久三年、大部荘との境界紛争に際し播磨国留守所符の宛所として「福田保」とあるのを最後に、鎌倉期の史料には見えなくなる。^⑥

福田保は、初めに福田荘として立荘されてから福田保とされたとみるよりも、当初福田保として立保されたあとと荘園化され、再び福田保に戻されたと考える方が自然と思われるが、そうした事情をうかがう史料を欠きまったく不明であるし、福田保がいわゆる国保と京保のいずれなのかもわからない。ただ、立荘にしても立保にしても、平安末期の播磨は後白河院の分国であったから、その意向が深く関わったことは容易に想像できる。また、梶原景時が知行していたことから、他の所領と共に平家没官領とみられており、立保、立荘には平家関係者の関与が推測される。また、福田荘と共に梶原景時の所領として挙げられている五箇荘における景時の所職が地頭職であったことから、福田保における景時の所職も地頭職とみてよからう。^⑦

さて、大部荘における悪党事件から、六箇郷が大部荘の近くに存在することは、先述のように早くから指摘さ

れていたが、大部荘の北に隣接する福田保と六箇郷が、きわめて密接な関係にあることは、意外に注目されていない。元弘三年（一一三三）七月十日の後醍醐天皇綸旨で福田保と六箇郷を勲功の賞として得た源俊清なる者が、翌建武元年（一一三三）七月、両所の年貢から紀伊天野社と高野山奥院に一〇〇〇石ずつ寄進するとしている。⁹源俊清の素性は不詳であるが、高野山に伝存する正慶二年（一一三三）四月二日付奥院苑源普門丸願文が、注（10）史料④にいう「願書」の一通に当たるので、¹⁰その使用年号と名乗りから、後醍醐から綸旨を下される前年までは元服前の少年で幕府方として高野山に戦勝祈願をし、同年六月の後醍醐の帰京前後に後醍醐方に転じた人物と推測される。俊清が後醍醐から得た所職が何であったかはわからないが、ともあれここでは、後醍醐の綸旨で六箇郷と福田保がいわばセットとして扱われていることに注目したい。

これ以後、六箇郷の名は中世を通じて史料上に見えなくなるが、佐保神社（加東市社）の由緒に関する史料に次のように登場する（傍線河村）。

【史料A】「佐保神社勸進帳」¹¹

竊由来伝聞大明神、天然摩訶陀国佐保郡之大王御座不思議起縁ヲ以、大日本国自王城西播磨賀西郡鎌倉峯申
処、天降給、経二千年、其後垂仁天王二十三年甲子卯月日、同賀東郡福田六ヶ之郷内此由羅野令成御影向
給者、一夜松千本之山出生下地給、則神子・神主・祝子・禰宜・覲・大工・番匠御供申、則鎌倉之將軍有御
成十二人之供奉僧、号由羅野山勸願寺、奉崇惣社ト六ヶ郷御宮建時、（下略）

【史料B】「佐保社略由来」¹²

播磨国賀茂郡正一位佐保大明神ハ、人王十一代垂仁天王二十三年同国加茂西郡鎌倉嶺と申所江初而降臨し給
ひ、其後人王四十四代元正天皇之養老六壬戌年九月十四日ノ夜野村三良太夫と云老夫に託して夢に告テ曰ク、
小部
五六

我身天兒屋根尊也、河西鎌倉嶺ハ我心にころよからず、河東由良野^{か原の}此廣野こそ心よしと思ふ、永く此地に鎮座^{チンザ}し六ヶ郷の人民ヲ幸ひ守るへし、(下略)

右の両史料に「福田六ヶ(之)郷」と見えるのが注目される。このうち史料Aの方は、天文十六年(一五四七)焼失した佐保神社の再建に関する勸進帳で、その中で佐保神社の創建について、賀西郡鎌倉峰に降臨した大明神が「福田六ヶ之郷内」の由羅野に遷り、「惣社」として崇める「六ヶ郷御宮」が建てられたとされている。これは年紀がなく近世の筆になるもので、文言・表記も中世のものとは思えない部分が散見されるものの、近世になって使われる「加東郡」ではなく、中世の表記である「賀東郡」が使われているところから、中世に成立したなんらかの資料をもとにしている可能性が高く、佐保神社を「福田六ヶ郷」の「惣社」とする見方も一概に否定することはできない。史料Bも「六ヶ郷」という地名が近世になっても記憶の底に残っていたことを示唆するものといえよう。そしてなにより、源俊清が高野山に寄進した鎌倉最末期のように「福田」と「六ヶ郷」が一体の関係にあることを、右の両史料から読み取るべきであろう。さらに、佐保神社と六箇郷の深さを示唆していることにも留意すべきである。

ところで、源俊清の寄進では一見別々の独立した所領とされていながらもセットとして扱われていた福田保と六箇郷が、史料A・Bでは「福田」の中の「六ヶ郷」という関係のようにも受け取れる表記となっている。これは、単にはるか昔の実態が忘れ去られて、誤った認識に基づくものと解釈されなくてもないのであるが、実は、史実を反映している可能性が高い。それは、室町期の福田保の中に内部所領が存在していて、それはあたかも福田保と六箇郷の関係の引き写しとも思えるからである。その内部所領とは、佐保社郷(佐保社)であり、これこそ

が鎌倉期の六箇郷に系譜を引く所領ではないかと思われる。

三、佐保社郷と福田保

応永五年（一三九八）の作成とされている「播磨国衙領別納目録」¹³（以下「別納目録」と略記）に福田保と佐保社が見え、佐保社は「福田保内」とされている。この目録は、崇光上皇が没したとき、後小松天皇が、崇光の遺領のうち播磨国衙領などを没収したあと足利義満の指示で崇光の嫡子栄仁親王に返却したことがあり、その没収もしくは返付に際して作成されたものと推定されている。まずこの「別納目録」で佐保社が一個の国衙領別納として書き上げられていながらも「福田保内」とされている点が注目される。つまり佐保社は本来福田保に属しながら、なんらかの契機で半独立所領とされていたことを意味する。その関係はまさに、先に見た佐保社勸進帳の「福田六ヶ郷」という表記と通底するものであり、鎌倉期の六箇郷が室町期に佐保社に継承された可能性を強く示唆している。

ところで、源俊清が六箇郷と福田保の年貢を天野社・高野山に寄進した二年後の建武三年（一三三六）正月、建武政府に叛旗を翻した足利尊氏が京都に突入するため男山の麓に着陣したとき、石清水八幡宮に戦勝祈願をして福田保地頭職を寄進している¹⁴。その後、永和二年（一三七六）七月から九月にかけて、福田保内井上筑後房・二木弥四郎・西兵衛太郎跡を近藤大藏左衛門入道が違乱しているとして、これを石清水八幡宮雜掌に渡付するよう播磨守護赤松義則が蔭山次郎右衛門入道、ついで守護代宇野頼季に命じている¹⁵。その五年後の永徳元年（一三八一）には、石清水は福田保を「一円神領」といい、「社恩」として御家人蔭山亀千代を公文職に補任したと主張し、幕府もそれを認めている¹⁶。ここで石清水が福田保について主張している「一円神領」の内実であるが、一

切の所職を排他的に所有する文字通りの一円領とまでは解釈しにくい。なぜなら、播磨国衙領は、持明院統に伝領された皇室領で、先にみたように応永五年の「播磨国衙領別納目録」に福田保の名が明記されており、南北朝期には崇光院の領するところであったと推測されるからである。石清水のこの主張は、播磨五社宮による公文職押領を指弾するためのものであって、必ずしも、領家職や本家職まで含めた表現とのみ解釈する必要はないと思われる。ただ、後述するように、嘉吉二年（一四四二）伏見宮貞成親王がおそらく領家職を留保して佐保社郷を曇華院に寄進したり、貞成の後嗣貞常親王が寛正二年（一四六一）「佐保社領家職」を曾祖父崇光院の建立した伏見蔵光庵に寄進しているように、崇光院も、福田保の所職の一部を石清水に寄進した可能性も否定はできない。しかし、応永五年の「別納目録」で石清水に寄進されたと思われる家嶋別符に「八幡宮善法寺知行」の注記があるのに対して、福田保の注記は「四条故大納言家」として崇光院の近臣四条隆仲が給主とされているので、仮に崇光院による寄進があったとしても一時的なものであって、基本的には、福田保に対する石清水の所職は完全な一円領ではなく、せいぜい地頭職と公文職を兼帯する程度のもので、崇光院を上級職として戴いていた可能性が高い。

「別納目録」によれば、福田保の給主は崇光院の近臣四条故大納言家（隆仲）で、文安元年（一四四四）には四条隆仲の外孫隆盛の娘右衛門督内侍が福田保に所職を有していたことが確認される¹⁸。この間に属する永享十二年（一四四〇）の伏見宮家領目録¹⁹には、佐保社郷は見えるのに福田保の名はないが、四条隆仲から右衛門督内侍へと着実に伝領されていることから、福田保は伏見宮家領として推移したとみなしてよい。しかし、伏見宮家領としての福田保の徴証はこれが最後であり、以後はもっぱら石清水領としての徴証しか得られなくなる。おそらく戦国期にかけて皇室領としての実体は失われていったものと思われる。

一方の佐保社は、「別納目録」では給主の記載がない。しかし、三年前の応永二年、崇光上皇は佐保社を母方の従弟三条公豊の娘と思われる大納言局に宛行っている。²⁰これが佐保社の初見であるが、「別納目録」のあとは、先にふれたように永享十二年の伏見宮家領目録案に「一、播州佐保社郷 三百疋 曇華院御喝食進之」と見える。ただ、曇華院への寄進がこの二年後の嘉吉二年（一四四二）のことであったことは、次の貞成親王寄進状で明らかであるから、この注記部分は原本になく、目録を筆写した貞成親王の曾孫貞敦親王が追記したものであろう。

【史料C】伏見宮貞成親王寄進状²¹

はりまのさほの社の郷、ゆめくしきさい所にて候へとも、まいらせ候、この所はちやうかう堂領にて、もと御ちきやう候しほとに、内裏へ申され候て、ほう書をたまはりて候、代官上月かうけふもそへてまいらせ候、めてたく御ちきやう候へく候、あなかしく、

嘉吉二年

十月九日

(切封ウハ書)

一 (墨引)

(貞成親王)
(花押)

曇華院御喝食御所へまいらせ候

(追筆)

「あん」

ここで注目すべきは、佐保社郷が「ちやうかう堂領」（長講堂領）とされている点である。長講堂領は、播磨国衙領と共に持明院統に伝領された皇室領ではあるが、佐保社（郷）は「別納目録」に載っている以上、少なくとも応永五年時点では長講堂領ではなく、あくまで播磨国衙領の別納といわざるを得ないし、事実これ以前の長講堂領目録のいずれにも佐保社の名は見えない。とすれば、応永五年から嘉吉二年の間に国衙領から長講堂領に転換したと解さざるを得なくなるが、そうした徴証はいっさい得られず、解釈は困難である。

なお、先の伏見宮家領目録で今ひとつ目を引くのは、わずか三〇〇疋という得分であり、このことから、曇華院への寄進分は、伏見宮家の所職のすべてではない可能性が考えられる。事実、貞成親王の没後、その四男貞常親王は、寛正二年（一四六一）「佐保社領家職」を曾祖父崇光院の建立した伏見蔵光庵に寄進している。²³つまり、貞成親王の曇華院への寄進後もその子貞常親王には領家職が伝領されていたことになり、貞成の寄進は領家職を留保する形でなされたものと考えられるのである。²³

文安元年から伏見宮家との関係がたどれなくなる福田保は、戦国期になっても石清水領としての徴証はあるのに対して、佐保社郷の領有関係をうかがわせる史料はこれが最後であり、所領としてのまとまりを失っていったものと思われる。文祿四年（一五九五）の播磨における太閤検地において、「佐保社村」の村名が使われたが、²⁴それは近世村落としての社村のみを指しており、かつての佐保社郷のすべてを含むものではなかった。

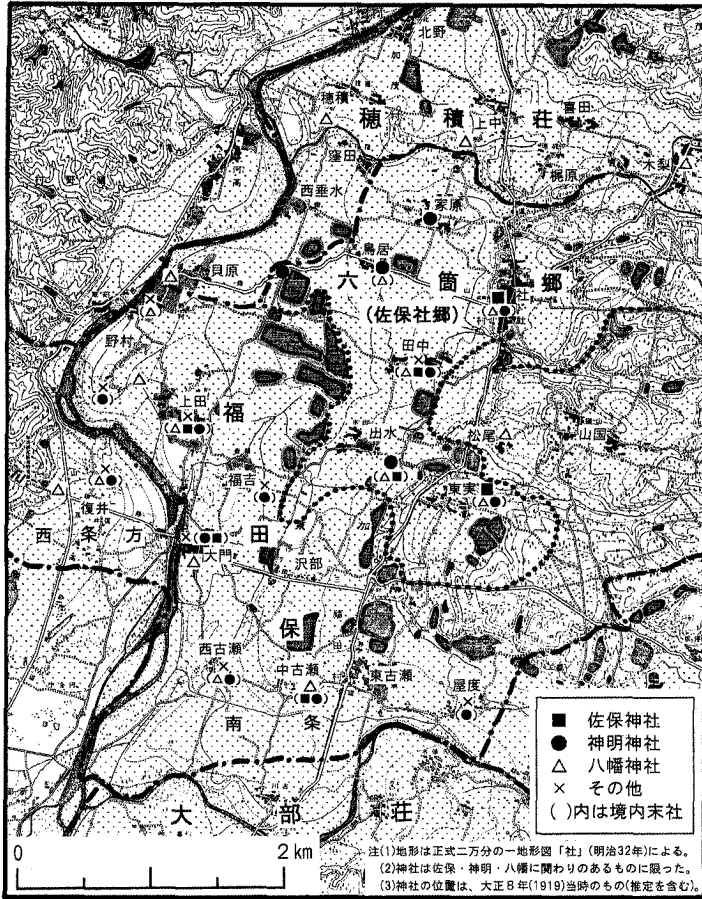
これまでの検討で、本来の福田保は佐保社郷を含むものであり、佐保社郷は福田保の中に生まれた内部所領であったことが明らかになった。また、近世の史料ながら中世の状況を示唆すると思われる「福田六ヶ郷」という表記の中に、「福田保に含まれる六箇郷」という意味を読み取って、佐保社郷を六箇郷の系譜を引く所領ではないかとの仮説を提示した。この推測が正しいとすれば、鎌倉後期までに国衙領福田保の中に、半独立所領「六箇郷」が生まれたことになる。その契機はもとよりわからないが、これが佐保社郷として継承されたとすれば、たとえば佐保社の免田を中核とする内部単位が福田保の中に生まれ、やがて半独立所領になった、というのもひとつのケースとして想定が許されるのではあるまいか。²⁵仮にそうしたことがあったとすれば、それは佐保社の自立化の動きとしてとらえることができるのかもしれないが、室町期の貞成親王が佐保社郷を長講堂領と言っていることの徴証も得られず、詳細は不明といわざるを得ない。

四、福田保と六箇郷（佐保社郷）の比定地

最後に、福田保と六箇郷（佐保社郷）の保域・郷域を検討しておきたい。まず、中世史料で福田保に属したところが確認されるのは、古瀬・大門・上田・山国（以下地名は断らない限りすべて現大字）の四か所であり、村名として見える²⁶。また、野村の小字「時ノ本」は福田保時元名の遺名²⁷であろう。さらに松尾の八幡社も石清水領の名残を示すとみられる。なお、福田保には早くから南条の称があり、室町期には通玄寺領福田保西条方も見えるなど、²⁸内部単位がいくつかあった。このうち西条方が加古川西岸の小野市復井町一帯に当たるとは、享保六年（一七二一）の「大川筋河合川原争論裁許絵図写」²⁹に、大門村の対岸に「蓬菜野」が描かれ、その真ん中に線を引いて上部（北）に「福田郷」、下部（南）に「河合郷」と書かれていることや、当地の曹洞宗金剛寺が福田山を称していることなどからわかる。

一方の佐保社郷には、佐保神社のある社と、同社の鳥居のある鳥居はまず確実に含まれるとみてよい。社の佐保神社の分社との所伝をもつ佐保神社がある東実も有力な候補である。この他では、佐保社郷が皇室領であったことから、天照大神を祭神とする神明神社の分布がその郷域の推定の有力な手がかりとなる。現在旧社町域で神明社のあるのは鳥居・家原・出水の三か所のみであるので、家原・出水も佐保社郷に含めてよからう。となると、社と出水の間にある田中も加えるべきであろう。

ところで、撰社まで含めると、神明神社は田中・松尾・野村・上田・福吉・大門・西古瀬・中古瀬・屋度にまで広がり、福田保の大半をおおう。このことは、福田保が播磨国衙領別納として皇室の領するところであったことを反映しているとともに、撰社のみ地域と、本社として神明神社が鎮座する地域の差は、石清水社の影響の



別図 福田保・六箇郷(佐保社郷)域推定図

強い狭義の福田保(佐保社郷を除く地域)と皇室領としての性格の強い佐保社郷の差として具現しているのではあるまいか。

さて、佐保社郷の北に隣接すると思われる穂積荘の荘域を確定すれば、佐保社郷の北辺が確認できるので穂積荘の荘域を検討してみる。中世史料に見える穂積荘内の地名は木梨村だけであるが、^①荘名を遺す穂積は荘内の中核村落とみられる。そして穂積荘の惣鎮守と推定される同地の八幡宮の近世における氏子圏は、穂積・北野・新町・多井田・曾我・中(上中)・喜田・梶

原・貝原・垂水の一〇か村であり、また穂積荘域の近世的地域呼称と思われる「余田郷」³³は右の一〇か村に牧野・吉馬を加えた一二か村であった。³⁴このうち牧野と吉馬は中世の三草荘に含まれると思われるし、逆に穂積と垂水の間にある窪田は穂積荘に含まれたとみてよい。以上から、穂積荘の南辺は貝原・垂水・窪田・穂積・中・梶原・木梨と推定され、佐保社郷を含めた社・家原・鳥居と重複しないので、先の推定が誤っていないことが確認できる。したがって、結局佐保社郷の範囲は、近世村落でいえば社・家原・鳥居・田中・出水・東実の六か村であったと思われる。以上の推測を地図上に示すと、前頁別図のごとくになる。

注

- (1) 『兵庫県史』第二巻、一九七五年、五五八〜五六三頁、『小野市史』第一巻、二〇〇一年、四一〜四三〇頁など。
- (2) 坂田大爾「東播磨における悪党の質的転換について―東大寺領大部荘を中心として―」『歴史研究』三三九号、新人物往來社、一九八九年、のち『播磨小野史談』四一号、二〇〇三年、に再録。
- (3) 六箇郷地頭代の行動については次の三点の文書による。①永仁三年東大寺重申状案（土代）（『兵庫県史』史料編中世五）以下『県史』五の如く略記）東大寺文書―播磨国大部荘四九号）②同四年十月十九日平景秀請文案（同五〇号）③年欠四月十七日僧光清請文（同五一号）。この他事件の期日については永仁三年閏二月日大部荘百姓等申状案（同四四号）参照。
- (4) 『小野市史』は桑原を地頭代とみなしているが（第一巻、四一八頁）、前注史料①（前欠）の冒頭に「地桑原左衛門尉不知実名代官以下輩等」とあるので、桑原を地頭正員とみるのが自然である。
- (5) 永仁三年七月八日六波羅御教書案（『県史』五、東大寺文書―播磨国大部荘四八九号）。
- (6) 『吾妻鏡』文治四年六月四日条所載同年五月十二日後白河法皇院宣（『鎌倉遺文』三二七号）。
- (7) 『鎌倉遺文』四四八号。『鎌倉遺文』は「備後国司庁宣」とするが、福田保と共に宛行の対象となっている樋谷保も播磨国明石郡に比定されるので、播磨国司庁宣とすべきである。

- (8) 建久三年九月二日播磨国留守所符(『県史』五、東大寺文書―播磨国大部荘一号)。
- (9) 梶原景時のあと播磨守護になった小山朝政が五箇荘地頭職に任じられているので(『鎌倉遺文』一一〇三号)、前任者景時も地頭職だったとみられる。
- (10) 源俊清の福田保・六箇郷寄進に関しては、以下の五点の文書による。①建武元年七月二十二日源俊清寺領寄進状(『県史』七、高野山文書(金剛峯寺)三号) ②同年月日源俊清寺領寄進状(同四号) ③同年月日源俊清書状(同五号) ④同年八月二十一日高野山平等心院頼珍福田保并六箇郷綸旨等奉納目録(同七号) ⑤同二年正月十八日源俊清書状(同六号)。
- (11) 『高野山文書』(大日本古文書 家わけ) 五四六号。所願が成就すれば長日不断護摩料所を寄進するという内容で、前注史料①②に一致する。
- (12) 佐保神社所蔵(『社町史』第三卷、中世六四五号)。
- (13) 佐保神社所蔵(神崎壽景『佐保神社誌』臨川書店、一九八六年復刻、一四〇〜一四二頁)。引用に当たっては一部原本で補った。
- (14) 『加西市史』第八卷、中世二二五号。この「別納目録」については『加西市史』第一卷、第三章第四節二「播磨国国衙領目録」を読み解く(市沢哲氏執筆) 参照。
- (15) 建武三年正月八日足利尊氏地頭職寄進状(『県史』七、石清水文書二〇号)。
- (16) 永和二年七月二十二日赤松義則書下写、同年九月一日赤松義則書下写(『大日本史料』六編四七、六五頁、『松雲公採集遺編類纂』六六「石清水八幡宮旧記抄」)。この史料は『社町史』史料編一(第三卷)に未収録で、本稿1(第一卷)でも未使用。
- (17) 永徳元年十二月二十六日足利義満御判御教書(『県史』二、清水寺文書四二号)。
- (18) 『建内記』文安元年四月二十三日条。考証は『社町史』第一卷、四八二〜四八三頁で行なっている。
- (19) 『県史』九、皇室領関係文書伏見宮家領八号。
- (20) 同一号。考証は『社町史』第一卷、四八四〜四八五頁で行なった。
- (21) 同一〇号。
- (22) 同一四号。
- (23) 曇華院への寄進が有限のもので、貞成存命中に伏見宮家に返付された可能性もゼロではないが、貞常親王の孫貞敦親王が、

貞成親王の作成した伏見宮家領目録を筆写する際、「曇華院御喝食進之」と追記しているのは、曇華院への寄進が貞敦親王の代にもまだ有効であったことを示しており、寛正二年以前に曇華院から返付された可能性は低いといわざるをえない。

(24) 慶長六年「播州加東郡佐保社村検地帳」(神崎寿景「閑居漫録」四六巻へ『北播磨探史研究』二二号)に紹介)。池田輝政による播磨の慶長検地は六年前の文禄四年に行われた太閤検地の検地帳を机上操作して石高を二割増にしたものとされている。

〔姫路市史〕第三巻、三四～三七頁)。したがって、「佐保社村」の村名も太閤検地時のものとしてよい。

(25) 承元四年(一一一〇)正月日清水寺住僧栄春・浄運連署言上状(『県史』二、清水寺文書八号)に「当社大明神者、国中有驗之鎮守、(中略)依之或国衙或御庄、云神田云講田、旁有奉免」とあり、鎌倉初期の佐保神社は国衙領・荘園に神田・講田を有していたことがうかがえる。

(26) 『県史』二、清水寺文書一一四・三三七・三九七号、『県史』二、光明寺文書一〇号など。

(27) 文亀二年十一月二十八日室町幕府奉行人連署奉書(『県史』七、石清水文書五七号)。

(28) 建久三年八月二十五日官宣旨案(『鎌倉遺文』六一一号)に大部荘の北限として見える「南条」は「福田保南条」の謂である。

(29) 応永四年九月日通玄寺寺領目録(『静岡県史』資料編6、一一二〇号)。

(30) 『小野市史』第五巻付図1。

(31) 永禄二年六月二十日新延忠宗下地寄進状(『県史』二、清水寺文書三七八号)に「穂積庄木梨村」と見える。

(32) 文政六年六月「穂積村若宮八幡宮修築に付口上書」(『滝野町史』史料編、近世編一〇八号)。

(33) 寛正元年十月二十七日室町幕府奉行人連署奉書(『政所方御奉書引付』『社町史』第三巻、中世四一三三号)、文明十三年九月日上月満吉知行分目録案(『県史』九、上月文書四七号)などに「穂積荘余田」と見え、余田は穂積荘の内部単位であったことが知られる。

(34) 正徳五年八月「になご野入会地につき穂積村訴状」(『社町史』第四巻、一四六号)。